

## ■ ■ ■ シックハウス対策の概要について ■ ■ ■

## 規制必要性の背景について

近年、新築や改修工事後の住宅やビルにおいて化学物質の空気汚染が原因だと思われるめまい、吐き気、頭痛、等の健康影響が生じております。

このような状況の中、国土交通省が主導して化学物質の測定を平成12年度の秋～春にかけて4,284戸の住宅で行いました。この結果、1,224戸27.3%がホルムアルデヒドの指針値0.08ppmを超えており、トルエンでも指針値の0.07ppmを552戸12.3%で超えています。（このデータは秋～春にかけておこなったため、夏季では揮発量が増える事も考えられます。）

このため、建築基準法に基づき、建築材料、換気設備に関する新たな規制を行うものです。



## 建築基準法に基づくシックハウス対策の概要について

平成15年7月1日からシックハウス問題に対応する建築基準法が施行されました。改正内容の概要は下記のとおりです。

1. 規制対象とする物質をクロルピリホス、ホルムアルデヒドとした。
2. クロルピリホスを添加した建材の使用を禁止する。
3. 部屋の種類や換気回数によってホルムアルデヒドを発生する内装仕上げ建材の面積制限を行う。
4. ホルムアルデヒドを発生する建材を使用しなくても、家具から発生があるため、原則として機械換気設備を設置する。
5. 天井裏についても、下地材をホルムアルデヒドの発散の少ない建材にするか、天井裏も機械換気設備を設ける。

## シックハウス症候群の原因化学物質について

厚生労働省の「シックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会」の中間報告では、現在13の化学物質

の指針値を示しており、この中のクロルピリホス、ホルムアルデヒドの指針値を採用しています。

なぜ13の原因化学物質の中で、この2つの化学物質だけなのかという疑問もあるかと思いますが、これは、発生源など十分なデータが蓄積されていないことによります。しかし、データが蓄積されしだいトルエン、キシレンその他の化学物質規制の追加を行うこととしております。

## 官庁営繕部のシックハウスに対する取組について

官庁営繕部では平成15年4月1日より発注を行った新営・改修工事は下記の処置をとることとしております。

1. ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、スチレンを発生する建築材料の使用制限。
2. トルエン、キシレン、エチルベンゼンを含む塗料及び接着剤の使用制限。
3. クロルピリホス、ダイジン、フェノカルブを含有する防腐、防蟻剤の使用禁止又は規制制限。
4. 可塑剤を使用している建築材料等の使用制限。
5. 施工中の接着剤や塗料の使用法、使用量の管理。
6. 施工終了時の6物質の測定（ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン）

官庁営繕部では建築基準法による規制と合わせて独自の規制対策も行っております。また、平成13年度に築20年以内の官庁建物300施設の2944箇所ホルムアルデヒドの調査をした結果、指針値を超えた場所は44箇所1.5%にとどまっております。

シックハウス症候群は原因物質や症状発生の仕組みなど未解明な部分が未だに多い状態です。今後とも官庁営繕部は健康に配慮した官庁施設整備をおこなってまいります。